

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第30号

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

瀬戸市福祉事務所長委任規則（昭和62年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び第55条の4第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)から(13)まで <省略></p> <p>(14) <u>法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給</u>に関する事</p> <p>(15)から(17)まで <省略></p> <p>第6条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この条において「法」という。）第47条第3項の規定による事務協力<u>並びに相談業務及び必要な情報の提供、助言その他の援助</u>に関する事</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び第55条の4第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)から(13)まで <省略></p> <p>(14) 法第55条の5第1項の規定による<u>進学準備給付金の支給</u>に関する事</p> <p>(15)から(17)まで <省略></p> <p>第6条 地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この条において「法」という。）第47条第3項の規定による事務協力、<u>相談業務及び指導</u>に関する事</p>

<p>(2) 法第47条第4項の規定による相談及び<u>必要な情報の提供、助言その他の援助</u>に関する こと。</p> <p>(3)から(12)まで <省略></p> <p>第7条 地方自治法第153条第2項の規定によ り、次に掲げる事務を福祉事務所に委託する 。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(48) 法第77条第1項及び<u>第5項</u>の規定による 地域生活支援事業の実施に係る利用申請の受 理及び決定に関すること。</p> <p>(49)から(62)まで <省略></p>	<p>(2) 法第47条第4項の規定による相談及び<u>指 導</u>に関すること。</p> <p>(3)から(12)まで <省略></p> <p>第7条 地方自治法第153条第2項の規定によ り、次に掲げる事務を福祉事務所に委託する 。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(48) 法第77条第1項及び<u>第3項</u>の規定による 地域生活支援事業の実施に係る利用申請の受 理及び決定に関すること。</p> <p>(49)から(62)まで <省略></p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。